

平成 3 0 年

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

1. 日 時

平成30年3月26日（月）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	井 上 恭 司
2 番委員	大 萱 宗 靖
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	太 田 淳 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育次長	大 澤 哲 也
教育総務室長（以下総務室長という。）	原 田 和 伸
学校教育室長（以下学校室長という。）	西 口 昌 毅
教育研究室長（以下研究室長という。）	徳 田 浩 一
生涯学習室長（以下生涯室長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
歴史博物館長（以下歴博館長という。）	小 林 秀 樹
まちなみ文化財室長（以下まち室長という。）	山 口 昌 直
教育総務室主任主査（書記）	草 川 正 富
教育総務室主任主事（書記）	三 井 直 子

6. 会議録署名者指名

1 番委員 (井 上 恭 司 委員)

2 番委員 (大 萱 宗 靖 委員)

7. 会議録の承認 (1 月・第 1 回臨時会)

承認

8. 教育長報告

教育長 教育長報告の主なものを「平成 30 年 3 月定例会教育長報告」に基づき報告。

2 月 23 日、第 3 回図書館整備推進委員会を開催した。

24 日、植樹祭で、神辺コミュニティ太岡寺畷沿いにて桜の植樹を行った。

25 日、高梁市との姉妹都市ということで、文化会館において、歴史・文化交流が行われた。

27 日、戦略プロジェクト会議では、駅前再開発の協議があった。臨時校長会においてはピロリ菌の検査を行うに当たっての詳細な打合せをした。カリキュラム・マネジメント検討会議は、来年度、小学校英語を全ての学校に導入するに当たり、成果と課題を確認した。

3 月 1 日、亀山高校、鈴鹿高校の卒業式に出席した。

5 日、杉の子特別支援学校石薬師分校の卒業式に出席した。

6 日、市議会の代表質問が始まった。議会関係は後ほど、教育次長から報告する。

8 日、中学校の卒業式に出席した。

10 日、ライオンズクラブ植樹会で、森林公園やまびこで桜を植樹し、地域の活性化や自然を守る意識付けを行った。

16 日、鈴鹿大学と鈴鹿短期大学との連携協定書の調印式を行った。

17 日、今年度最後の第 4 回目の図書館ワークショップがあった。

19 日、幼稚園卒園式 20 日、小学校卒業式に出席した。

25日、白川地区婦人会総会に出席した。

26日、県内の保険会社が連携して小学校1年生に交通安全の黄色いワッペン贈呈式があった。

教育次長

(3月議会について報告)

(ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。)

9. 議事

教育長

議案第7号「亀山市教育委員会表彰規則の制定について」(継続審議)を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長

(提案理由説明)

(総務室長詳細説明)

井上委員

表彰規則の第2条4項に文化財の保護と記述されているが、第1条には文化の振興と書かれているにもかかわらず、なぜ文化財保護に限定するのか。

それと、第2条に「功績」と「功労」という言葉がある。なぜ使い分けがしてあるのか。

また、第4条において記念品を贈ることができるとなっている。なぜ「できる」という表現になっているのか。

それから選考基準第3条、選考の内申において各課長及び図書館長は候補者となり得るものを教育長に報告するようになっているが、補助執行という形を取っているため文化の関係で功労があった人はどうなるのか教えていただきたい。

総務室長

第1条では文化の振興と広げて意味を捉え、第2条では文化の保護と狭い意味で捉えています。文化財保護に限定している意味ではありません。表彰する必要がある場合は第2条第5号で表彰対象とするという考え方です。

「功績」と「功労」ですが、功績とは目に見える実績が出てきた場合をイメージしており、功労は、奉仕活動等、行動に対しての功労ということをイメージしています。

第4条の「贈ることができる。」ですが、今回直ちに記念品を贈るわけではないのですが、今後の可能性を見据え、その都度例規改正をする必要がないよう、できる規定にしています。

選考基準第3条の関係ですが、教育総務課が補助執行に関することを担当しますので基本的には教育総務課長が内申するという

ことになります。ただ、歴博館長、まち室長も教育委員会に出席していますので、意見をいただくことは可能です。

井上委員 表彰規則第2条第2号及び第3号は第1号があるのに必要であるのか。2号、3号をなくし第4号を充実してもらおうとよい。

市の教育ということで、第2条1号から3号まであり学術及び文化の振興で第4号があるがバランス的にもよくないと思う。

総務室長 第2条第1号は社会教育の振興に尽力し、功績が顕著であるもの。第2号は学習活動等において、その成果が顕著であるもの。第3号は奉仕活動に尽力し功労が顕著であるものということで3種類考えています。

教育長 他市は参考にしているのか。

井上委員 学校医はどれにあてはまるのか。

総務室長 他市の状況は参考にしています。学校医は第2条第1号に該当すると考えています。

井上委員 学校教育に尽力されたということですね。というのはどういう方を想定して表彰するかなんですが、5年ほどすると表彰者がいなくなるのではないかと思う。

総務室長 該当者がいない時は表彰もないと考えています。

教育長 学校医が10年勤務すれば該当するかと思われるが一度に皆さんが10年を迎え該当するわけではないので表彰者がいなくなるわけではありません。

表彰は、教育懇談会の場で学校関係者、地域の方々の前で、ねぎらいの意味も含めて行いたい。該当者がいれば毎年行いたいと考えています。

大萱委員 表彰は毎年10月に行うのか。

教育長 第3条で特別の事情があるときは随時これを行うことができるとなっているので、10月になってこようかと思えます。

大萱委員 規則ではなぜ11月なのか。

総務室長 これは文部科学省が毎年11月1日から7日までを教育文化週間としており、それに合わせるということで11月にしています。ただ実際は10月にもできるという形になっています。他市でも11月に行うと規定しているところが多いです。

大萱委員 表彰対象者を選出するに当たっては、基準により各課長及び図書館長が推薦し、教育長が選考し、教育委員会で決定するという

流れですね。その中で、文化財保護の表彰対象者は選出されてくるのか。4月以降そういう課はあるのか。

総務室長

教育総務課が補助執行の部分で報告はするのですが、文化スポーツ課が文化財保護の担当となります。4月以降も文化スポーツ課から教育委員会に出させていただきますので、意見等はいただけると思います。

大萱委員

対応ができるなら結構。

宮村委員

市制功労者の表彰者がある中で、この教育功労者表彰を作るのは非常にいいことだと思う。教育懇談会の場、いわゆる晴れの舞台で表彰をするというのもいいことであると思う。

基準の第2条第3号の現職の一般職に属する職員はとあるが、これは誰を指すのか。

総務室長

基準作成の際には一般職員は、市職員のことを想定していました。一般的には行政職の一般職になろうかと思えます。市の特別職は市長、副市長、教育長、地域医療統括官ですので、それ以外の市の一般職は対象としないということです。

宮村委員

すると学校の先生は該当するということか。

総務室長

該当するということになります。

教育長

該当するが滅多にないと思う。

個人の表彰、団体の表彰も期間を10年以上としてあるように、こつこつと頑張られた人を対象としている。

選考基準は事務局の内規であるため、修正させていただく場合もある。規則については可決してよいか。

(ほかに質問はなく、議案第7号は可決される。)

教育長

議案第11号「人事案件について」を上程し、事務局の説明を求めらる。

教育次長

議案第11号「人事案件について」は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、議決を求めらる。

教育長

議案第11号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書に基づき、非公開に当たるので各委員に諮らる。非公開としてよいか。

(全委員異議なし)

- 教育長 議案第11号「人事案件について」は非公開とする。関係職員
以外は退室を願う。
(関係職員以外退室)
《非公開》
(議案第11号は可決される。)
(退室した職員入室)
- 教育長 議案第12号「亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係規
則の整理に関する規則の制定について」を上程し、事務局の説明
を求める。
- 教育次長 (提案理由説明)
(総務室長詳細説明)
(異議はなく、議案第12号は可決される。)
- 教育長 議案第13号「亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執
行に関する規則の一部改正について」を上程し、事務局の説明を
求める。
- 教育次長 (提案理由説明)
(総務室長詳細説明)
(異議はなく、議案第13号は可決される。)
- 教育長 議案第14号「亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係訓
令の整理に関する訓令の制定について」を上程し、事務局の説明
を求める。
- 教育次長 (提案理由説明)
(総務室長詳細説明)
(異議はなく、議案第14号は可決される。)
- 教育長 議案第15号「亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係要
綱等の整理に関する要綱の制定について」を上程し、事務局の説
明を求める。
- 教育次長 (提案理由説明)
(総務室長詳細説明)
(異議はなく、議案第15号は可決される。)
- 教育長 議案第16号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委
嘱について」を上程し、事務局の説明を求める。
- 教育次長 (提案理由説明)
(学校室長詳細説明)

井上委員 幼稚園の学校医は教育委員会に属するのか。
 学校室長 4月以降になりますと、委嘱状の交付は子ども未来課になると
 思われます。

井上委員 健康福祉部であるのに教育委員会が委嘱してよいのか。
 総務室長 事務を子ども未来課で行うのであり、権限は教育委員会に残り
 ます。

教育長 井田川小学校、井田川幼稚園の学校医が新任となっているが、
 前任者が明記されていない。前任者はいないのか。

学校室長 一時的に学校医がいない状態であったため、明記していません。
 井上委員 関認定こども園アスレの学校医は誰が委嘱するのか。
 総務室長 市長です。幼稚園の所管はあくまで教育委員会であり、事務を
 こども未来課の職員が補助執行するということです。

教育長 井田川幼稚園やみずほ台幼稚園において学校医の不在はあり得
 るのか。

学校室長 詳細は確認いたします。
 (ほかに質問はなく、議案第16号は可決される。)

教育長 議案第17号「亀山市立小学校複式学級解消教員取扱規程の制
 定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)
 (学校室長詳細説明)

宮村委員 任用期間は6月を超えない期間となっているが、複式学級は1
 年間続くものとする。なぜ6月を越えない期間としたのか。

総務室長 複式学級解消教員は地方公務員法における臨時職員に該当しま
 す。法において任用期間は6月と定めがあり、ただし一回は更新
 が認められるものとなっています。1年間の任用とするためには
 非常勤職員の位置付けが必要となります。臨時職員であれば、正
 規職員と同様の勤務が可能ですが、非常勤職員は勤務日数が減少
 するなど不都合が出ます。
 (ほかに質問はなく、議案第17号は可決される。)

教育長 議案第18号「亀山市学校運営協議会を設置する学校の認定に
 ついて」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)

(研究室長詳細説明)

宮村委員 会則を見ると教育委員会が学校運営協議会に縛りをかけているとの印象を受ける。地域に開かれた信頼される学校づくりを目指すのなら、もう少し、縛りを緩やかにした方がいいと思う。

今後、学校運営協議会の評価をして検討していく場が必要と考える。

研究室長 学校運営協議会の構成員から行政機関の職員を削除し、学校運営協議会の運営を地域に一定程度委ねる方向で進めています。

宮村委員 もう少し学校運営協議会の自由度を高めた方がいいと感じる。

研究室長 各学校の特性に応じて、会則は工夫されていますので、自由度は一定程度確保されていると考えます。

教育長 各学校の会則とは別に市の学校運営協議会規則が制定されている。各学校の会則はそれに準拠して定めている。

宮村委員 地域と学校の双方が責任を持ってよりよい学校にしていくというのが学校運営協議会であると考えるが、地域からの意見を言いやすい環境を構築できるよう、これからも見ていかないといけないと感じる。

井上委員 地域、保護者、学校が緩やかに意見するのであれば、従来の教育協議会の場でもできたと思うが、学校運営協議会では、教育委員会の助言などが付加されていることを学校は分かっているのか疑問である。学校運営協議会がどのようなものを十分に議論できていないままに進められているように感じる。

研究室長 法律上は指定校から対象校に変更され、教育委員会の権限は少し弱まっています。

教育長 校長及び教職員が学校運営協議会の権限を十分に理解できていない。担当室から十分に説明をしていただきたい。

研究室長 分かりました。

宮村委員 この議案は、学校運営協議会の設置の認定に関するものか。

研究室長 設置の認定に関するものであり、委員の内訳や会則は参考資料となります。

井上委員 これまでの取組の検証をしていく必要があると考える。

教育長 新年度において、教育委員会協議会の事項として各学校の学校運営協議会の様子を報告してほしい。

(ほかに質問はなく、議案第18号は可決される。)

教育長 議案第19号「亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)
(総務室長詳細説明)
(異議はなく、議案第19号は可決される。)

10. 協議事項

教育長 協議事項1「平成30年度小中学校入学式及び幼稚園入園式告辞について」についての説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)
(小中学校入学式及び幼稚園入園式告辞事務局朗読)

太田委員 小学校入学式告辞で「明日からも」は不要ではないか。

研究室長 「明日からも」は今日を含めた表現ですので、このままといたしたい。

別件ですが、「子どもたちには確かな学力」、「生きる力を子どもたちに」、さらに次の段落で「学校で子どもたち」とあり、3回連続で「子どもたち」となっていますので、「生きる力を」の次の「子どもたちに」を削除いたしたい。

教育長 分かりました。

研究室長 幼稚園の告辞で「幼稚園は子ども達のはじめて」の「達」を平仮名にします。

教育長 ご意見のあった部分を修正することで一任いただきたい。
(ほかに質問はなく、協議を終わる。)

11. 報告事項

教育長 報告事項1「川崎小学校改築事業進捗状況について」説明を求める。

(総務室長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

- 教育長 報告事項2「亀山市立中学校部活動指導員に係る配置要領（内規）について」説明を求める。
（学校室長説明）
- 太田委員 82ページの別表で平日と休日の区別が分かりにくい。休日は夏休みも含んでいるのか。
- 学校室長 この休日は普通の土日での勤務を想定しています。
- 井上委員 この勤務日数は、ガイドラインを遵守しているのか。
- 学校室長 ガイドラインに沿って日数を設定しています。
- 太田委員 いじめに関わる問題が出たときは、どう対応するのか。
- 学校室長 複数顧問制になっており、正規職員と連携して保護者対応を行います。
（ほかに質問はなく、報告を終わる。）
- 教育長 報告事項3「中学校完全給食に向けた研究について」説明を求める。
（学校室長説明）
- 大萱委員 外部委託のメリット、デメリットについて、鈴鹿市はデメリットがないのか。
また、効率を考えたら中学校3校分でセンター方式を考えた方がいいと感じる。
- 学校室長 鈴鹿市では特にデメリットはないとの意見でした。
中学校3校分での検討は行っていません。
- 大萱委員 また、検討をお願いします。
- 教育次長 大萱委員の言われるとおり、他の学校施設も見比べながら組替えをするなど検討していくのは重要と考えます。
- 宮村委員 自校方式はできないのか。地目が工業用地であればよいのか。
（3）の親子とは何なのか。
- 学校室長 今の中学校にスペースがないので、開発すれば可能です。
- 教育次長 鈴鹿市と亀山市は都市計画の位置付けが違いますので、鈴鹿市は工業用地でないといけないという意味です。
- 学校室長 親子方式とは、二つの学校でどちらかで作った給食を別の学校に届けるものです。
（ほかに質問はなく、報告を終わる。）

- 教育長 報告事項4「鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との連携に関する協定について」説明を求める。
(研究室長説明)
- 井上委員 リーダーシップを取ったのは亀山市と鈴鹿大学のどちらであったのか。
- 研究室長 かねてから亀山市と鈴鹿大学とのつながりがありました。鈴鹿大学において、連携協定を結んだ中で更に事業を進めたいとの意思があり、また亀山市も近隣の大学との連携を進めたいとの意思が双方合致して生まれたものです。
- 井上委員 もっと早く協定を結ぶべきであったのではないかと思います。亀山市の学校現場がうまくこの協定を活用していただきたいと思います。
- 研究室長 学校現場の教育の充実に寄与するような取組といたしたい。
- 教育長 大学は自治体と協定を結ぶと評価が高まるとのこともあるようである。
- 太田委員 鈴鹿大学で亀山市教育委員会事務局の職員が講師として講義をすることがあるのか。
- 研究室長 現在のところ、それはありません。学生がボランティアで幼稚園に来るなどの連携が想定されています。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 研究室長 事項書にありませんが、スマートフォンと体力に関する報告をします。
(研究室長説明)
- 大萱委員 スマートフォンでフィルタリングを行っているかどうかは分かるのか。
- 研究室長 携帯電話会社に確認したところ、割合的にはフィルタリングを行っている方が多いとの状況でした。ただし、フィルターの設定は一番弱いものとなっているとのことでした。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項5「「亀山市立図書館整備基本計画」の方向性について」説明を求める。
(生涯室長説明)
- 井上委員 多機能型図書館として飲食物の提供などは多機能に当たるのか。

- 生涯室長 図書館本来の機能は当然ありますが、従来にはなかった部分を多機能と位置付けています。飲食することや親子で利用することが、相互交流や市民の居場所につながることで多機能という考え方となっています。図書館と一体となっているようなことができるというのが多機能という考え方です。
- 宮村委員 ワークショップの中で管理運営や体制の話は出ていないのか。基本設計の議論は既に始まっているのか。
- 生涯室長 基本設計の中で具体的なイメージが見えてくるものと考えています。今後、人数、体制も研究し、基本計画の中には見込み数、試算として出していきます。
- 生涯室長 基本計画がまとまって公になった段階で市民の皆さんに内容の理解を求めていく。丁寧な手順を繰り返していくのが私どもの使命と思います。
- 宮村委員 基本計画には図書館の面積や事業費が入ると思うが、それほど検討するのか。
- 生涯室長 まず図書館整備推進委員会の中で議論がされ、それらを踏まえて基本計画（案）を市民の皆様や関係機関に提供し、意見を求めていく形となります。
- 教育長 どのような方向で計画が動いているのかを市民に分かりやすくお示ししたいと考えている。
- 生涯室長 全戸へ分かりやすい資料を配布する予定です。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項6「亀山市指定有形文化財の指定解除について」説明を求める。
(まち室長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項7「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項8「工事及び委託事業の発注状況」について説明を求める。

(総務室長及びまち室長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項9「教育委員会行事報告及び予定表」について説明を
求める。

(総務室長、学校室長、研究室長、生涯室長、図書館長、まち
室長、歴博館長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

12. 閉会

午後4時30分